

6月市議会 報告

生涯学習基本条例を10対7で可決 日本共産党羽村市議団は反対

6月26日に開かれた6月市議会最終日で、「羽村市生涯学習基本条例」が賛成多数で可決されました。

同条例は、審議が付託された18日の市議会総務委員会では、反対多数で否決されていたもの。日本共産党羽村市議団は、同条例に反対する討論をおこないました。



「羽村市生涯学習基本条例」 に反対の討論 鈴木たくや議員

「子どもから高齢者まで、一生学び続けられる社会をつくろう」という生涯学習社会の考え方はとても大切だと考えています。しかし、本条例案にはさまざまな問題点があり賛成できません。理由は主に二つあります。

①「市民および団体等の役割」を定めた第5条に賛成できません。

この条文は、「主体的な意思のもと、基本理念を実現するための生涯学習活動の推進に寄与する」ことを、生涯学習にとりくむ市民および団体等の「役割」と定めています。

元々市が準備していた3月案は、「条例が、市民に対して義務を課すような誤解を受けかねない」として、市は取り下げをおこないました。

変更した今回の条文には、「主体的な意思のもと」を加えるなどして、「生涯学習の推進に寄与するもの、しないもの、それは主体的な意思が決めること。でも、できれば寄与して欲しい」という意味をあらわしているのでしょうか。しかしそうであれば、「役割」という言葉を使って、規定を設けることは、まったくふさわしくありません。

生涯学習の条件整備をすすめるなどの「行政の役割」を規定するのは違い、自主的な活動である生涯学習で、「市民および団体等の役割」を条例で規定することは根本的に問題、無理があり、この内容には賛成できません。

②基本計画について定めた第6条で、市長が、「基本計画」を定めるとしていることについて、市民から疑問の声が上がっています。「生涯学習」は、首長から独立した権限をもつ教育委員会が所管する学校教育、社会教育をふくむ概念となっているからです。

先日の本会議では「総合調整機能を果たすのが市長の役割であり、教育行政への介入をおこなうことはない」旨の答弁がありましたが、そうであれば、そのことを条文として明確に規定すべきでした。以上の問題点をもつ本条例案には賛成できないことを述べて討論とします。

議案への賛否

共	新	公	民	ネ	21	風	世
×	○	○	×	×	×	○	×
2	5	4	2	1	1	1	1

×：反対、○：賛成 数字は人数（議長を除く）＜会派＞共：日本共産党、新：新国会市民クラブ、公：公明党、民：民主党、ネ：市民ネットワーク「いきいき広場」、21：羽村21、風：新しい風、世：世論

視察報告

埼玉県鶴ヶ島市

「このままではいつになっても街ができない」と区画整理事業を見直し



6月28日、共産党羽村市議団は他会派の議員と共に、埼玉県鶴ヶ島市へ視察をおこないました。

同市はこれまで、羽村市と同様に、「土地区画整理事業によるまちづくり」を進めてきましたが、「土地区画整理事業を取り巻く環境が著しく変化し、事業の長期化やこれに起因する様々な課題を抱えている」として、事業の抜本的な見直しをおこなっています。

多くの住民から反対の声がやまない「羽村駅西口土地区画整理事業」のこれからを考える際に、大変参考になる視察となりました。

一本松地区の区画整理事業 完成は70年後、事業費は約200億円

鶴ヶ島市一本松地区の区画整理事業は、東武越生線の

＜裏面へ続く＞



6月29日 羽村駅前でのポイ捨て禁止条例キャンペーンに参加し、ティッシュ配り。小作駅前などではゴミが大変多く、条例制定を機に、より美しいまちへなることを願う。(倉田)

7月7日 神明台会館で「ミニミニ演説会」をおこなう。私から市政報告、井上たかしさんは国政革新の展望を訴える。毎週金曜日の首相官邸前での原発再デモのこと、危険な米軍機オスプレイの問題など、豊富な話題が交わされた。(鈴木)

羽村民報

2012年7月15日
No. 1039

発行 羽村民報編集委員会
責任者 野崎 爽

日本共産党羽村市委員会、以上の報道をおこないました。 電話 579-2132

一本松駅を中心とした42.8haの土地を対象に、平成4年1月に都市計画決定、同年7月に事業認可を受けスタートしました。総事業費は195億5千100万円。平成25年までに完了する計画としていましたが、開始から15年間が経過した平成19年度末の進捗状況は、事業費ベースで32.3%。事業は大きく遅れていました。このままのペースでは、完成まであと70年かかると見込まれていました。

現市長が見直しを掲げて当選。未着手の地域は「現道を生かした計画」へ大胆に見直し

同地区は、区画整理が進んでいない地域の84%で下水道が未整備のまま。日常生活に不便を来していました。また、土地区画整理法第76条の規定により、仮換地が指定されていない土地については、「建築行為等の制限」がかかっていました。土地所有者からは早期の事業推進、もしくは、区画整理事業区域からの除外、制限解除が要望されていました。

こうした状況の下、現職の藤縄善朗市長は平成17年に初当選。区画整理事業の大幅な見直しを公約していました。

事業計画では、923戸の建物移転を計画していましたが、密集した市街地という条件から、「玉突き」移転方式で作業をすすめるを得ず、これが事業長期化と巨額な事業費の理由となっていました。これらの問題を解決するために、「道路を作り直す計画」から、極力、「現在の道路を生かした計画」へと変更することにしました。また、新規に作る道路は、建築基準法上の接道要件を満たすための道路、消防困難地域を解消するための道路に

限定しました。

区画整理事業区域を縮小。除外地域は地区計画によるまちづくりに。ともに10年間で完成目指す

現道を生かした計画に切り替えたことにより、道路等の周辺環境がほとんど変わらない地域は、区画整理事業区域内にとどめる必然性がなくなり、区画整理事業の区域は、すでに事業が進んでいる地域、建物移転や道路整備が途中で止まっている地域に限定、縮小することにしました。そして、除外された地区は、「地区計画によるまちづくり」をおこなう計画に変更しました。地区計画とは、既存の道路網を活かしながら、狭い道を拡幅工事したり、エリアごとに建物の規制などをかけながら、統一のとれたまちづくりを進めるものです。区画整理区域、地区計画区域ともに向こう10年間で完成する現実的な計画になりました。

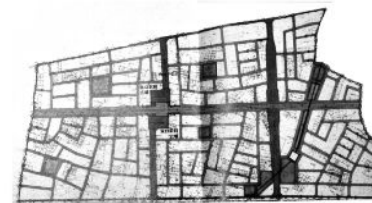
移転戸数は7割減、事業費は5割減に

見直しの結果、移転戸数は当初計画の923戸から252戸へと7割減、総事業費は195億5千100万円から97億6千万円へと半減することになりました。財政面からも、税収の大きな伸びが見込めない時代に合った、現実的な計画になっています。

住民への説明会は合計21回開催。市長みずから出席し説明

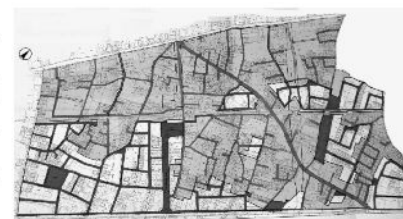
計画の変更は、約2年間かけた市の内部検討を経て、市議会、土地区画整理審議会などへ報告をおこなった上で、地権者むけの説明会を21回開催しました。そこに

は市長自ら出席し、丁寧に見直しの必要性と、変更案の利点を訴えました。当初は、反対者が多く出ることを危惧していたそうですが、最終的には、ほぼ100%の住民が賛成してくれたということです。鶴ヶ島市の新たなまちづくりがどう進んでいくのか、たいへん注目されるところです。



(左) 見直し前の全面土地区画整理事業手法による街づくり計画

(右) 見直し後の街づくり計画。白の部分は区画整理手法、グレーの部分は地区計画手法に区分けされた。



日本共産党羽村市議団

新たな市長のもとでの決断と、合理的な計画変更、住民への丁寧な説明など、たいへん参考になる視察でした。

説明いただいた職員のみなさんも、そうした街づくり計画へ変更されたことを前向きに受け止め、大変いきいきと仕事をされていることが印象的でした。

鶴ヶ島市一本松地区と羽村駅西口と比べても、面積はほぼ同じ(42.3ha)、密集した市街地であり、事業認可から10年目で進捗率は5%と遅れているなど、大変条件が良く似ています。羽村でも一刻も早く区画整理計画の見直しをすすめて、住民の暮らしを守り、また、過大な税金投入をなくすために、ひき続き声をあげ、頑張っていく決意です。